

島原市公式 Twitter、Instagram 及び TikTok に関する運用規程

令和 4 年 1 0 月改定
シティプロモーション課

(目的)

- 1 Twitter、Instagram 及び TikTok が持つ拡散性、即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、 市政等に関するさまざまな情報を積極的かつ即時に発信することを目的とする。

(適用)

- 2 この運用規程は、「島原市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、市職員が職務の一環として、各所属に付与されたアカウントをもって、情報発信する際に適用する。

(アカウント登録)

- 3 シティプロモーション課に総括担当者を置き、当該総括担当者がアカウント(ユーザー名、名称、パスワード、メールアドレス等)の登録及び総括的な事務にあたる。
- 4 ユーザー名及びパスワードは、シティプロモーション課長が別に定める。
- 5 名称は所属名称を登録するものとする。
- 6 登録するメールアドレスは、原則として島原市庁内 LAN で使用可能な、所属に付与された専用のアドレスとする。

(情報発信)

- 7 各所属は、所属長が指名した推進員を中心に情報を発信する。発信を希望する所属は、それぞれの判断と責任により発信する。
- 8 シティプロモーション課長が必要と認める場合は、一所属で複数のアカウントから情報発信できる。

(ユーザー名、パスワードの管理)

9 所属に付与されたアカウントのユーザー名、名称を変更する場合は、シティプロモーション課長との協議を経る行わなければならない。

10 パスワードは部外者に開示してはならない。また、他所属のパスワードを利用して発信してはならない。

(意思決定)

11 発信する情報については、原則として所属長の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものはTwitter、Instagram及びTikTokの特性や情報発信の即時性を考慮し、予め所属長が必要と認める事項につき、所属職員の判断により直接情報を発信できるものとする。

(1) 既に一般に周知されている事項について、再度、正しい情報として発信する場合

(2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合

(3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

(返信について)

12 原則として、市のアカウントからは返信しない。

ダイレクトメッセージについても、原則として対応しない。

市民等からの市政全般に対する質問や意見、慎重な判断を要する事項については、即答は行わず、市ホームページに掲載している記事等へ誘導する。

(フォローについて)

13 原則として、市のアカウントは他のアカウントをフォローしない。

ただし、島原市に関連する人物や団体及びシティプロモーション課長がめたアカウントに関しては、この限りではない。

(表記について)

14 情報を身近に感じてもらうために、専門用語を多用せず、利用者の立場に立って、平易な言葉で丁寧に伝えることとする。

(ホームページへの表示)

15 シティプロモーション課は、各所属の情報発信を一つにまとめたマスターアカウントを作成し、ホームページ上に記載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

16 シティプロモーション課は、ガイドライン及びこの運用規程をホームページ上に掲載する。

(なりすましへの対応)

17 シティプロモーション課及び各所属は、なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(遵守事項)

18 法令及びガイドライン、この運用規程を遵守すること。

(登録の解除等)

19 シティプロモーション課長は法令及びガイドライン、この運用規程に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、当該所属のアカウントを削除する。

(協議事項)

20 この規程に定めていないことについては、シティプロモーション課と情報を発信する所属とが協議して定めるものとする。